

# 幼児教育・保育の無償化について

3歳児～5歳児クラス  
保育認定を受けた子

月額37,000円 まで無料

0歳児～2歳児クラス  
保育認定を受けた  
住民税非課税世帯の子

月額42,000円 まで無料

## 【1】施設等利用給付認定の申請について

①無償化の対象となるには、

**施設等利用給付認定申請書の提出が必要**です。

施設から配布される申請書にご記入の上、市役所のこども保育課までご提出ください。

②最短の認定日は、申請書が**こども保育課に提出された日になります。**

**認定日以降の利用料が無償化の対象**となりますので、利用前に給付認定の申請書をご提出ください。

## 【2】利用料の請求について

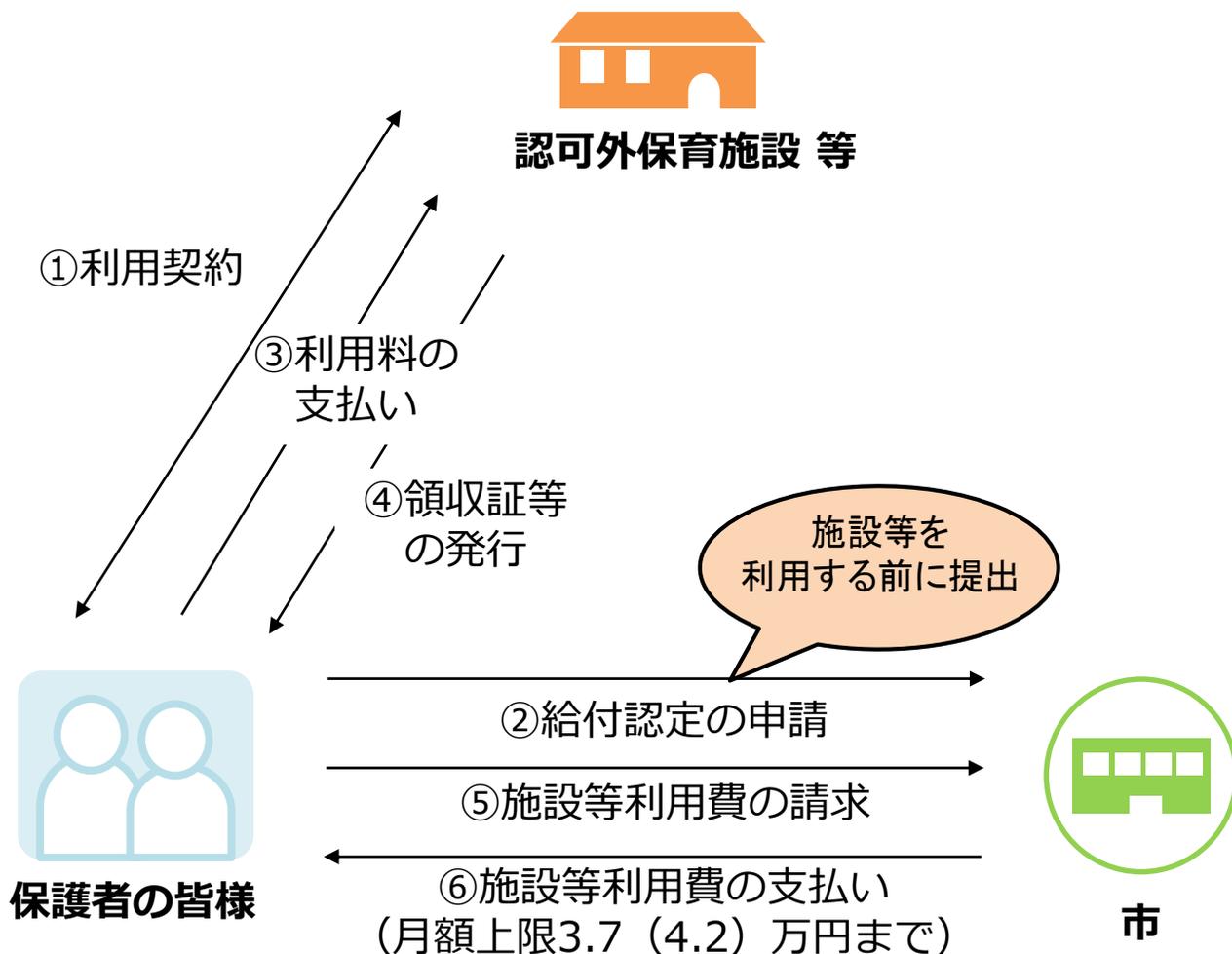
①認可外保育施設等の利用料の無償化は、一旦保育施設に利用料を納付していただいた後、**支給申請書**に保育施設が発行する**領収書等**を添えて、市に還付を請求する形式となります。

②一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料についても、無償化の対象となります。

ご不明な点は、以下までお問い合わせください。

無償化認定等に関すること	こども保育課	043-484-6245
費用の請求等に関すること	こども政策課	043-484-6139

## [基本的な手続きのイメージ]



※無償化のための請求、利用料の還付は、年4回のサイクルで実施します。  
請求期間内に利用した無償化対象事業全てを同時に請求してください。  
※通園送迎費、食材料費等は、これまでどおり保護者負担となります。

### 【認可外保育施設等の無償化期限について】

指導監督基準を満たしていない認可外保育施設等については、原則として無償化の対象となりませんが、令和6年9月30日までは、経過措置として、無償化の対象にできることとなっています。

令和6年10月1日以降については、無償化の対象外となりますのでご注意ください。